

改正

平成24年7月9日要綱第39号

平成26年4月1日要綱第11号

平成28年6月30日要綱第45号

平成29年4月1日要綱第18号

令和2年4月1日要綱第17号

福生市空き店舗活用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の商店街振興策として、市内の空き店舗を活用し、新たにコミュニティビジネス事業等を創業しようとする者に対し、出店に係る経費の一部を補助することにより、活力ある商店街づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティビジネス事業 地域の課題についてビジネスの手法を用いて解決を図る事業をいう。
- (2) その他の事業 コミュニティビジネス事業以外の事業をいう。
- (3) 家賃 敷金、礼金、駐車場、仲介手数料等の賃貸借契約に関する諸経費を除く費用をいう。
- (4) 改装費等 開業に当たって必要な内装、外装、設備設置工事等に要する費用をいう。
- (5) 広告費 広告及び宣伝に要する費用（プロバイダとの契約料は除く。）をいう。
- (6) 備品費等 備品等の購入、リース、修繕等に要する費用（自動車に関する費用は除く。）をいう。

(要件)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 市内の空き店舗を活用し、新たにコミュニティビジネス事業又はその他の事業（以下「事業」という。）を営もうとする者又は市内で事業開業後1年未満の者であって、継続して事業を営む意思があること。
- (2) 許可又は認可が必要な事業を開始しようとするときは、補助金の申請の際にその許可若しくは認可を受けている、又は許可若しくは認可を受ける見込みがあること。

(3) 必要な税の申告を怠っておらず、かつ、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市税の滞納がないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当しないこと。

（補助の内容等）

第4条 補助の内容、補助金の額等は別表のとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福生市空き店舗活用補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて、市長が別に定める期間内に、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、同一の創業に対して1回限りとする。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次条により規定する福生市空き店舗活用事業出店者選考審査会に補助金の交付の可否等について意見を聴き、その報告を受けて決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、福生市空き店舗活用補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に速やかに通知するものとする。

（審査会）

第7条 市長は、補助金の交付の可否等について審査するため、福生市空き店舗活用事業出店者選考審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、学識経験を有する者等5名以内の委員をもって組織する。

3 審査会は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 当該事業の実施による地域の課題解決に関すること。
- (2) 顧客の絞込み及びニーズに対応する指針に関すること。
- (3) 顧客、周辺商店及び商店街に対する影響力に関すること。
- (4) 当該事業の実施店舗の集客力に関すること。
- (5) 事業の継続性に関すること。
- (6) 経営者としての資質や意欲に関すること。
- (7) 商工会及び商店街への加入等地域との連携に関すること。

（報告書の提出）

第8条 第6条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、福生市空き店舗活用補助金対象事業報告書（別記様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び現地調査を行い、当該事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、福生市空き店舗活用補助金交付確定通知書（別記様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、福生市空き店舗活用補助金請求書（別記様式第5号。以下「請求書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、月払により補助を受けるときは、その都度当該月分について請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、請求書の提出があった日から30日以内に交付決定者が指定する口座に振り込むものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1） この要綱の規定に違反したとき。
- （2） 事業若しくは営業を停止し、又は廃止したとき。
- （3） 前2号に定めるもののほか、不正の行為があったと市長が認めたとき。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、福生市補助金等交付規則（平成10年規則第1号）の定めるところによることとし、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日要綱第39号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の福生市民契約保養施設利用助成事業実施要綱、福生市外国人学校保護者補助金交付要綱、福生市里帰り等妊婦健康診査費助成金交付要綱、福生市市民標準葬儀実施要綱及び福生市空き店舗対策事業補助金交付要綱の規定により現にある様式は、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成26年4月1日要綱第11号）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前にこの要綱による改正前の福生市空き店舗対策事業補助金交付要綱の規定によりされた補助金の交付に係る手続その他の行為は、この要綱による改正後の福生市コミュニティビジネス支援事業補助金交付要綱の規定によりされたものとみなす。

附 則（平成28年6月30日要綱第45号）

この要綱は、平成28年6月30日から施行する。

附 則（平成29年4月1日要綱第18号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日要綱第17号）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前にこの要綱による改正前の福生市コミュニティビジネス支援事業補助金交付要綱の規定によりされた補助金の交付に係る手続その他の行為は、この要綱による改正後の福生市空き店舗活用補助金交付要綱の規定によりされたものとみなす。

別表（第4条関係）

補助の内容	補助金の額	補助金の限度額	
		コミュニティビジネス事業	その他の事業
家賃	家賃月額額の2分の1以内	月額5万円	月額4万1,000円
改装費等	費用の2分の1以内	60万円	50万円
広告費	費用の2分の1以内	60万円	50万円
備品費等	一括払	費用の2分の1以内	60万円
	月払	月額額の2分の1以内	月額5万円
上記内容を組み合わせる	組み合わせた内容の額	60万円	50万円

場合	の合計		
----	-----	--	--

備考

- 1 家賃について、補助期間は12か月以内とし、事業で活用する空き店舗の所有者又は管理者が創業者の親族である場合は補助の対象外とする。
- 2 備品費等（月払）の補助期間は、12か月以内とする。